気象審議会総合計画部会

議事録

第10回:平成12年7月7日

気象審議会総合計画部会(第10回)議事録

1.日時及び場所平成12年7月7日(金) 15:30~17:00気象庁第一会議室

2. 出席委員

委員長:浅井

委員:石井、中島、松野、

専門委員:石橋、小縣、長見、亀岡、竹下、田中

- 3.議 題
 - (1)開 会
 - (2)議事

第9回総合計画部会議事録(案)について 21号答申案及びその要旨について その他

(3)閉 会

4.議事経過の概要

(別紙)

議事経過の概要

(事務局) それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日の審議でございますが、17時00分まで1時間30分を予定しております。

お手元に議事次第、それから本日の部会において事務局から説明予定の資料といたしまして、資料番号計10 - 1 から計10 - 5 まで置いてございますが、ご確認いただきたいと思います。万が一欠けているものがございましたら、事務局の方までご連絡願います。

それでは、早速、第10回部会の審議を、部会長お願いいたします。

(部会長) それでは、ただいまから第10回総合計画部会を開催いたします。

最初に、前回第9回の議事録(案)について、今後の取り扱いも含めて事務 局の方からご説明願います。

(事務局) 第9回議事録につきましては、資料計10 - 1 でございます。この議事録につきましては、事前に委員の先生方に目を通していただいてはおりますが、本日から1週間後の7月14日金曜日までに改めて見ていただきまして、さらに修文すべきところがあれば事務局までご連絡いただきたいと考えております。先生方のご指摘を踏まえまして修文等を行い、最終的な案文につきましては部会長にご一任いただいて確定し、議事録として公開することにしたいと考えております。

また、本日の第10回総合計画部会の議事録につきましても、今までどおり郵送でご意見をいただき、先生方のご指摘を踏まえて修文等を行い、最終的な案文につきましては部会長にご一任いただいて確定し、議事録として公開することにしたいと考えております。ご意見をいただくのが1度だけになりますが、よろしくお願いいたします。

(部会長) ただいまのご説明のような手続をとらせていただいてよろしいで しょうか。 - - それでは、そういうふうにさせていただきます。

それでは、次の2番目の議題に移らせていただきます。2番目は、第21号答申に対する意見についてということで、これは前回この部会でおまとめいただいた答申(案)を広く一般国民の方々からご意見をいただくということで公開いたしました。3週間余りの間公開いたしまして、そこで幾つかのご意見をい

ただいております。これにつきまして、事務局の方から資料計10 - 2 に基づいてご説明いただきます。お願いいたします。

(事務局) それでは、資料計10‐2に基づいてご説明いたします。

ただいま部会長からご紹介いただきましたように、5月31日から6月23日までの間、インターネット、気象庁のホームページで公開いたしまして意見公募を行いました。6件のご意見が寄せられております。ここに個々のお名前は記しておりませんが、意見を寄せていただいた方は気象予報士会、気象予報士の方々、それからまた気象業務に従事された経験者でございます。事務局としまして、この意見、その対応策について整理しましたものを下に書いてございます。

まず、気象予報士の問題ですけれども、気象予報士会から答申(案)の方向に歓迎する。それからまた気象予報士の活動強化に向けての諸施策の確実な実施を期待する。これは答申後のことでございますので、気象庁としては、これらの答申に提言されています内容について、今後、気象予報士会とも協議しつつ具体的に実施していきたいと考えております。

それから、気象予報士の問題としまして、「気象情報の入手」「地位向上へ向けての取り組み」「職場の確保」という問題がある。それで、気象分野の市場拡大のために、規制緩和、法整備等を通じた積極的支援をいただきたいというご趣旨でございます。それで、答申(案)においては、ここに述べられたことについて、職場の確保とかそういうことは書いておりませんけれども、民間気象事業の振興のために規制を必要最小限にするということ、気象庁保有の情報を公開することが提言されてございます。気象庁としましては、中間報告を受けまして、気象予報の予報区設定の自由化等の規制緩和を実施しておりまして、新たな気象情報を積極的に提供していきたい。それから、これは部会でもご議論いただきましたように、予報技術の確立した分野については今後とも積極的に規制緩和を行ってまいりたいと考えております。

次の問題ですが、これも予報士という考え方でご意見をいただいているのですが、中央と地方の間に情報量の差がいろいろな面であるということなので、各地域において官民の積極的な交流とか気象情報などの関連情報の提供、そういうことをお願いしたいというご意見です。答申(案)においては、先ほど申

し上げましたように、新たな気象情報の積極的な公開、提供などが提言されておりまして、情報格差という問題に関しましては民間気象業務支援センターとも相談いたしまして、次期システムの構築に当たっては、インターネットの利用などいろいろなことをしまして、可能な限り地方と中央との情報格差をなくすように指導していきたいと考えております。

次も気象予報士の方で、それから地方自治体の職員の立場でもある方のご意見ですが、地方公共団体の防災担当者が警報なれしているということで、国民は、自主避難が必要かどうか、地方自治体は、避難勧告を出す必要があるかどうか、そういう情報を求めている。そういう意味で、警報より上の新用語・・警報よりハイレベルのという意味だと思うんですが・・新用語を検討していただきたいということです。答申(案)においては、いつ、どこで、何が、どの程度発生するかを予測する、そういうきめの細かい防災活動に直結する防災気象情報を発表する。こういう考え方によって、注意報、警報等の防災気象情報を高度化することが提言されております。気象庁としましては、本答申を受けて、防災関係機関が災害対策により効果的に活用できるような、これは内容的な問題ですが、防災気象情報の内容の改善を進めることとしたいと考えております。

その次のご意見ですが、雨について用語がありまして、「弱い雨」「雨」「激しい雨」と、括弧の中に書いてあるのは時間雨量でございます。それらの6階級の雨の表現がありまして、100mm以上の雨が実際に降ることもあります。この間は東京で80mmぐらいの雨が降りましたけれども、そういう40mmと100mmでは随分量が違うのではないか、同じ表現ではよくない、もう少し防災上の危険性を訴えるような表現が必要なのではないかというご意見でございます。答申(案)におきましては、いろいろ被害の状況等をわかりやすく表現するということは強調されておりますので、これはもう既に気象庁の中で内部的に検討を始めておりますけれども、防災関係者やあるいは報道関係者とも相談しながら、雨の強さ、災害発生状況等との関連を勘案して、よりわかりやすい用語を使っていくということとしたいと考えております。

その次の話ですが、防災の費用対効果について学識経験者も含め検討し、成果をアピールすべきであると。これは要するに、防災目的、予防の目的で費用

をかけるというのは非常に効果があるというようなことをよりしっかり検討しなさいというご意見です。答申(案)におきましては、既に行政の透明性の確保とか効率性の追求などを配慮しつつ本答申を実現するというようなことが、これは後書きですが提言されてございます。それから、社会・経済状況、技術革新の状況を踏まえて、気象業務の実施・推進状況などを点検・評価して見直しなさいということも書いてございますので、基本的にはこういう考え方に基づいて業務の改善を進めていきたいと考えております。

その次のご意見は、これは要約の方に対する意見でございますが、要約の中に「気象予報士」という言葉がないところにちょっとご不満というか、そういうのが重要ではないかというご指摘で、将来像にかかわるようなものを書いてはどうかということでございます。これは後でご説明しますが、ご指摘のとおり、その中を含めて修文いたしたいと考えております。

最後ですが、これは民間気象業務に従事しておられる経験者の方のご意見ですが、空港とかそれぞれ、さまざまな観測データを有効に活用すべきではないか、そういうご意見でございます。そこで、答申(案)では、メソ気象現象、非常に局地的な細かい現象の捕捉を目的として航空機による気象観測資料の活用など、これは一例ですが、いろいろ提言されております。気象庁としましては、関係機関と協議しながら、さまざまな観測データを入手し、有効活用を進めてまいりたいと思っております。

(部会長) ありがとうございました。

関係各方面から大変貴重な多くのご意見を賜ったことに対して、まず最初に 私から感謝申し上げたいと思います。

ところで、私もこの各方面からいただいたコメントを拝見いたしまして、大別すると2つに分けられるのではないかと考えます。1つは、ここで審議した事柄に対する、気象審議会に対するコメント。もう1つは、恐らくこの答申を受けて気象庁が今後具体化する施策にこの答申を反映させる、その段階でされるべきコメントのようなもの。2つに大別される。本来ここの部会でいえば、気象審議会に加えられたコメント、気象審議会として対処しなければいけないコメントを取り扱えばいいんですけれども、余りそういう堅苦しいことを言わないで、実際上それに対してすぐ気象庁としてもそれなりの対応をしなければ

いけないものですから、先ほど事務局の方からご説明されましたように、それぞれのコメントについて答申(案)とのかかわりを最初に述べて、そしてさらに気象庁としてはということで追加してご説明いただいたわけでございます。それで、これらのコメントについて、そしてそれについてのリスポンス、両方をここに一応示してございますけれども、それぞれについて皆さん方から改めてご意見を伺いたいというふうに思っております。

ただいまのご説明につきましていかがでしょうか。どこからでも結構ですが、 何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

(専門委員) しばらくサボっていまして失礼しました。うるさいやつが来ないでいいと思っていたんじゃないかと思っているんですけれども、またうるさくなったらいけないなと思っているんですが、2番目のところの気象予報士の問題というところに関連して、気象予報士の地位の向上というのもきちっとしたい。そうすると、彼らがいい仕事をするためには、しっかりとした情報の入手というようなものがまず不可欠であるということで、この辺のところは規制緩和を含めて積極的に気象庁としては対処していく、こういうことですよね。いつも僕は同じことになってしまうのかもしれませんが、最後のところの「さらに、予報技術の確立した分野については、今後とも積極的に規制緩和を行う」、こういうところなんです。この表現をずうっと使い続ける限りにおいては、基本的には気象予報士というのは、気象庁のアウトプットを単なる処理するというサーキットの一番終わりのところにいてその仕事をやる人という、その意味において、やっぱり気象予報士の地位というのは、サイエンスを含めて気象業務のすべての世界に関与していくというのではない。何か最終的なアウトプットのところだけを扱う、こういう感覚がどうしても残ってしまう。

そういう意味で、せっかく気象庁が今かなり積極的に規制緩和をやっているというその姿勢が国民にもかなり見えてきているわけですから、この規制緩和の世界において、最後は「予報技術の確立した分野から」とか・・では、予報技術が確立していない分野というのは今どこで、それはどのぐらいのどういう見通しがあって、そこのところについては気象庁がやるまでは気象予報士さんは待っていなさいよ、こういうスタンスをとり続けるのか。そうではなくて、まだ確立されていないと言われているようなところについても一緒になってワ

ーキングトゥゲザーでやっていこうというスタンスを今回きちっと出す、それ こそが究極的には気象予報士の地位向上というようなものを認めるというスタ ンスだと僕は思うんです。その辺のところまで踏み込んで今回のこのコメント に対して気象庁の方からお答えしていくというようなことはできないものなの だろうか。いつもここのところが私は気になって気になってしようがないんで す。

要は、気象予報士というのは、気象庁のやった仕事の最終的な回路の一番最後のところにいるという、そういう感覚がどうしてもぬぐえない。この辺はいかがなものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(部会長) 何か委員の方々からご意見ございますか。

ご意見は前から伺っているんですけれども、現在の段階は一応この答申(案)ができ上がって、それをリバイズする、外部の意見を考慮してリバイズする、そういう段階なので、この意見というのはかなり問題の根本にかかわっている問題なので、もう1度それを一から議論し直さなければいかんということになるんですが、その点はいかがでしょうか。

(専門委員) 「予報技術の確立した分野については」という表現でずうっと引っ張ると、このスタンスが消えない。ここをデリートしちゃう。気象情報などを積極的に提供するんだということで、規制緩和についてはいつもこの「技術の確立した分野については」という条件文をつけながら規制緩和というスタンスがあるという、ここはもうデリートしておけば、いろいろとその辺は技術の進歩とかそういうのとの関係において、あるいは気象予報士の方の積極的な参加とか、そういうようなことによって状況が変わってくれば、そこはそこで運用の範囲で展開できるのではないのか。この表現があるたびに、イフ文つきの規制緩和というのがすごく強く残っているというのが前からずうっと変わらないので、これをやっぱり……。

(部会長) わかりました。かなり具体的な修文についてのご提案だと思いますので、これは次の議題の第21号答申(案)、それからその概要を、前回の内容を一部修文したものをご提示して、そこでもう1度皆さん方からの最終的なご意見を伺うということになっておりますので、今の議論をそのところでもう1度お願いできればというふうに思います。

(専門委員) はい。

(部会長) ほかにいかがでしょう。ご意見ございますか。

(委員) これは何に対する質問ということでしょうか。

(部会長) 我々が取りまとめた答申(案)を一般に公開した。その結果、外部の一般の方々から答申(案)についてこういうコメントをいただいた。そのコメントについて我々としてはどういうふうに考えるかということの案をここに示したわけです。それについてご意見があればと。この外部からのコメントに対して、我々はこういうふうな対処の仕方でいいのかどうか、そういうことです。

(委員) 今、それにレスポンスして何か必要なアクションをとるということか、それから、仮に我々がこれでいいと思うというこの案を質問者に返す予定になっているんでしょうか。

(部会長) 質問者に対する返答の仕方は......。

(事務局) 中間報告のときもそうだったんですが、これは一般に意見を公募していますので、当然それを説明するという責任が我々はございますが、それを質問した方に直接お手紙を差し上げるとかいうことではなくて、今の計2-10の形でホームページに載せまして、こういうお答えをしましたということでご意見を返したということにさせていただきたいと思っております。ですから、これの書きぶりが適当でないと委員の方が判断されましたら、これをこう直したらいいではないかとか、こういうご指摘をいただきましたら、それを直してホームページに載せる、そういうことになります。

(委員) 「気象庁としては」というのが一々案の中に入っていますが、我々の回答にはそれは入る必要はないと考えます。

(部会長) 私も、この審議会としては必要ないと思うんですけれども、いかがですか。

(事務局) それはご指摘のとおりにさせていただきます。

(委員) わかりました。

(部会長) よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。第21号答申(案)及びその概要ということで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、前回、第9回の

この部会においてご審議いただきまして、まとめ上げた答申(案)を、その部会においていただいた皆さん方のご意見をもとに少し修文するという課題が残っておったわけです。そして、若干修文したものに基づいて一般に公開したわけでございますが、一般の方々からただいまご紹介したようなご意見をいただいたと。だから、さらにそのいただいたご意見も取り入れるべきところは取り入れて修文するということで、2回の修文を行った。それを事務局の方からご説明していただきたいと思っております。これは計10 - 3 と計10 - 4 でございますが、まず答申(案)の方からご説明いただいて、その後で概要をご説明いただく、そういうふうにしたいと思います。

(事務局) それでは、ご説明いたします。

第9回総合計画部会でいるいるご意見をいただきまして、そのご意見に基づきまして、また部会長のご指示で直したものをインターネットで公募して、その内容はもう既に各委員には送付しております。それで、そういう時間的経緯がありますので少し時間を前に戻しまして、第9回の部会からどう変わったのか、それから、その後変えた部分というのを説明させていただきます。それから、本質的な議論をするために、字句の修正のようなことについては省かせていただきます。

資料計10 - 3を順次めくっていただきたいんですが、まず 4 ページ目の一番下のパラグラフでございますけれども、「なお、本答申をまとめるにあたり」ということで、中間報告として取りまとめ、提言した。その内容は、ここの第1部第2章等に盛り込んだと。何か非常に細かい表現でございますけれども、これは、この中間報告を受けまして、気象庁としましては既に1か月予報の予報業務許可に向けて、あるいは予報区設定の変更に対して、いろいろ始めております。答申が最終的にいただけるのは今月の後半になると思いますので、そういう動きがありますので、もう既にそういうことをやっているということを答申に書いていただきたいということで、ここにつけ加えさせていただきました。

次に、6ページをあけていただきたいんですが、第9回の総合計画部会の中で、若干語句のことなんですけれども、以前の文章では、予警報、地震・津波・ 火山情報といろいろ並列的に書いてあったものを「注意報・警報等の防災気象 情報」というふうに、2個目のパラグラフの4行目ですが、そういうふうに書き直しております。これも前回の議論に基づいております。

21ページのところですけれども、イの の「メソ数値予報モデル」のところで、メソ数値予報モデルが今後10年をにらんでどういう方向にいくのかというようなご議論がありまして、もともとは「数km程度」というような書きぶりがあったんですが、「数km」とする。それから、細かい話ですけれども、「積乱雲群」と、こういうような表現に変えております。

今度は23ページをあけていただきたいんですが、これは以前のバージョンでは、 の後ろに というのがありまして、そこに「注意報の見直し」ということがあったんですが、そこで委員の方から、注意報の見直しというのは、注意報だけ何で見直すんだ、警報の見直しもあるのではないか、こういうご議論がありました。これは注意報を全体的に見直すということではなくて、注意報の対象とする現象等のものを災害の動向や技術の高度化などを踏まえて見直す、こういう内容でございますので、それを の下の最後のパラグラフに書き加えたという形にさせていただきました。

全体的なことを最初に申し上げるのを忘れたんですが、何々となることが期待されるというような表現が多かったんですが、何々であろうというふうに、あまり同じ型にはまらないようにするとか、その辺の字句上のことは若干変えております。

28ページをあけていただきたいんですが、 「東海地震予知の確度向上」というところで、この辺は若干細かい部分もあるんですが、今後の技術的なものについてより正確に行う、表現するという観点から、修文案のご提案がありましたので、第9回部会で部会長からご披露いただきましたとおりに書き直しております。

31ページをおあけください。上の方に四角で囲んである文章で「季節予報の精度向上を図り」というのは、前の第9回部会のときには「精度向上と」という表現になっていましたが、「精度向上と」ということでは、1年先の気候予報が季節予報の精度向上の延長にあるということをより的確にあらわすということではないということで文章を直しております。

本文で変えたところは、細かい字句のところを除きまして大体そういうと

ころでございます。

もう1つ、資料計10-4、概要ですが、まず最初に申し上げなければいけないものは、前回、第9回総合計画部会に各章の章立てを残したまま概要版ということで、6ページの概要版がありましたが、部会長の方からそれは余り冗長ではないかというご指摘がありまして、より簡明なものにするために、章立てにこだわらないで、もっと的確にサマライズすべきではないかというご意見がございまして、2ページ物にしております。この形で出した中で、余り詰めてしまいましたので、気象予報士の点が少し抜けておりましたので、2ページの5の中ほどのところに「気象予報士の育成」という文章を、意見公募のご意見に基づいて書き加えております。

(部会長) ありがとうございました。

前回の部会と今回の一般からのコメントも含めまして、まとめて修文された 答申(案)、特にリバイズしたところに焦点を合わせて簡潔にご説明いただい たわけですが、ただいまのご説明につきまして、どこからでも結構ですが、ご 意見をいただければ幸いでございます。いかがでしょうか。

ここで、先ほど石橋委員がおっしゃったところをご指摘いただければ。

(専門委員) 23ページの先ほどの のところの例の「注意報の対象とする現象等について」というところで、これが精いっぱいでしょうかというのが……。要するに、「不断の見直しを行う必要がある」ということで、まあ、そうですよねということなんですけれども、もっと踏み込めないかというところを私が前回主張させていただきました。先ほどの一般からの中で「警報なれ」という言葉を使われたようですけれども、どうも警報なれしている現状があるのではないかということを指摘されているわけですよね。これがインターネットの方から来たと。私は、前回この件に関連したところで、警報なれさせているのは、実は注意報というのが、ほとんど無意味とは申し上げませんけれども、ちょっと乱発というか、注意報の世界は、それこそ予報士の範囲内で出していいという表現がいいかどうかはわかりませんが、十分にカバーしてもいい範囲になっているのではないか。逆に、そこまで言い切ると警報というのはやっぱり気象庁がきちっと押さえ込んでいるところだよというのがはっきりしてきて、警報なれの議論というのが、別な意味でそんなことはない、警報というのはやっぱ

り気象庁が責任を持ってやるものなんだと。一方、注意報については、確かに それほど大きな影響を与えるということでもないことが多い、そこは気象予報 士のレベルでも十分に説明しているし、気象予報士が注意報は出していいとい う言い方が適当だとは僕も思っていないんですが、でも、ここの「不断の見直 しを行う必要がある」というところをもう1歩踏み込めないかというのが、私 が前回気象庁の方にご検討いただきたいと言ったことなんです。

「警報なれ」という言葉と当時の私の議論とを兼ねて、やっぱり表現としてはこれが気象庁的に今の気持ちを一番代弁しているのかどうか。僕も今この表現がということを言い切れないんですけれども、やっぱりもうちょっと踏み込めないかという気がしてならないんですが、いかがでしょうか。

(部会長) 気象庁の方から何かコメントございますか。

(事務局) 前回ご指摘いただきました点は、個別具体的な注意報の内容を書 くというのは、今後また関係機関ともいろいろ協議しないといけないところが ございますので、決して気象庁としては逃げるところではございませんけれど も、やはりこういう形にしておけば、これはあくまでも審議会のご意見がここ に集約されているわけでございますから、それに基づいて本当に見直しを進め ていきたいというふうに考えております。ですから、余りこれ以上細かいこと はむしろ書かない方がいいのではないかと思いますので、むしろ実施に当たっ てのことの問題として、今後もいろいろご指導いただきたいと考えております。 (専門委員) 警報はきちっと気象庁が、注意報については何とか、こういう ぐらいの並列の表現になってくると、私的に言うと一歩踏み込んでいるという 感じがするんです。ですけれども、この答申の世界でどこまで本当に具体的に 踏み込めるかというと難しい面もあるなというのは私も感じているんです。お っしゃるとおり、ほかのいろいろな法制面の件もありますよね。ですから、並 列して警報をきちっと強調しておくと、こっち側は、ああ、少し緩めるつもり でいるのかなというように何か読めるという、そういうところで一歩踏み込め んなというのがあるのかと思ったんですけれども、僕も余りいい言葉の代替案 を出し切れないので、代替案を出し切れているともう少しはっきりと言えるん ですけれどもね。

(部会長) ご趣旨はよくわかりました。この問題は随分議論した問題でして、

注意報のみの注意報と、注意報及び警報がセットになった注意報と、注意報には2種類の注意報があるわけですね。そして、特に前者の方の注意報については、限られた地域とか、あるいは限られた期間、あるいは限られた分野でのみ意味があるような注意報もあるわけで、場合によってはこういうものを大いに見直されなければいけない問題だろうと思います。

一方、注意報と警報とがセットになった問題は、要するに、いかに国民を災害から守るかという目的だから、予報の精度が非常に高ければ警報のみでもいいのかもしれませんね。しかしながら、現在の技術水準からいうと、やはりかなりの不確定性があるということと、それから、具体的にその情報を受け取った側の防災機関、あるいはそれの受け手である一般の国民がいろいろ準備をするのに要するリードタイムがかなり必要なわけです。だから、物によっては多少不確定性はあるけれども、注意報の段階から出発して徐々にその準備体制を強化していくという、そういう時間を少し与えることも必要ではないか。この辺の問題は、受け手と情報を出す方とでもう少し協議をして、どういうやり方が現在の技術水準から見て一番妥当なのかということも考えていただいた方がいいと思うんです。この文章では、そういうことも含んでいます。

(専門委員) 今回、防災担当者から警報なれしている現状があるということが指摘されましたね。現場感覚で警報もなれちゃったよと言っている。ここで新しい用語をおまえたちは考えなきゃだめじゃないのかまで言われてくると、おっとっとと。警報まで、そこまで軽く見られるという傾向があるのか。それならば、注意報にどちらかというと引っ張られている感覚の中で、警報までが警報なれという言葉が出てきちゃったのかというような感じを私はちょっと受けたんです。きょうこれを見ちゃって余計そう思っちゃったんです。

ですから、そうすると警報はというところをきちっと気象庁が守れば、それを強調することによって、新しい用語をつくってまたもっとやれとかどうのこうのというよりも、警報はきちっと気象庁がやるというこのスタンスこそが明確に出てくる。そうすると、注意報というのは何となく、注意する世界というのは自己責任の世界にもう近い。それに対して、公に気象庁として警報を出す重みというのは、これは注意報の感覚とはまた違う。こういうふうに警報なれという言葉が今回出てきているので、何かリバイバルじゃないけれども、前回

私が言っていた感覚を現場の人たちさえ、注意報の乱発で引っ張られちゃっているのかなという感じがどうしても残ったものですからね。いろいろ難しい問題、深い問題、他との影響があるということで、不断に見直すというこの表現で、本音は逃げられたとは思っていないんですけれどもね。

(事務局) まず、警報につきましては、おっしゃるような警報なれが起こるというのは我々にとって一番困ったことになるわけでございます。したがって、この答申では、インターネットの質問に対する回答の中にもありましたように、いつ、どこで、何が、どの程度発生するかというきめ細かないわば警報の中身をよりきめ細かくしていこうということを目標に置いていただく、そういうことで原案をおつくりいただいたわけでございます。これをやることによって、より受ける側の方が災害との関連というのが明確にできて、防災活動が的確に行われるのではなかろうかというふうに思っているところであります。それを具体化していきたいと思っております。

それから、注意報につきましては、おっしゃるとおり、こちらで問題提起がなされ、確かに気象庁としても今まで余り正面から見直してこなかったというところがございます。今回のご指摘を受けて、この審議会の中でご議論いただき、具体的な結論を出していただければ、当然もう少し具体的なことを書いていただくということになったのかもしれませんが、そういう問題提起をしていただいて、正直申し上げまして、我々の方でまだ具体的にどう整理していったらいいのかというところまで具体的なご提示をする、お答えを申し上げるまでの時間的な余裕もなく、したがって、ここでは問題提起をしていただきまして、それを受けて我々の方で具体的な検討を進めさせていただきたい、こういうふうに思っているところでございまして、逃げるつもりはございません。

(専門委員) これは、民間気象会社、予報士を含めて、むしろ我々の方からこれはどうだということを気象庁に出すというスタンスも一方で必要なのかなという感じがしました。ですから、そういう意味で気象庁のスタンスとして、今これは不断に見直していくんだということを言ったということで、この時点では落着ではなくて、一応1つのアグリー・トゥー・ディスアグリーにしておきませんか。私の感覚で同意しないことに同意するという、私の気持ちは何が同意しないかというと、やっぱり警報というのは気象庁という点においては、

もうこれはアグリー・トゥー・アグリーなんですよね。ですから、ここは一度としてスタンスは崩れない。やっぱり見直しをしていこうといったときに、私は今こう考えているという人と、私どもは長い間こうやってきたという人がいて、この間で新しい規範というのはどこがいいのかということについてお互いがどこかで合意しようという意思を強く持ってこれから進んでいく、こういうことだろうと思います。そういう意味では、気象予報士、民間の方も自分たちなりの意見をひとつまとめてみて、それを気象庁に提案していくというようなステップも必要かと思いますので、これは我々気象業務をやっている仲間同士の中でも1回真剣に議論させていただいて、その意見が仮にまとまれば、ここでも皆さんにご紹介したい、こんなふうに思います。

(部会長) ありがとうございました。ほかにご意見ございませんか。概要も 含めて、どうぞご意見をお願いいたします。

事務局の方から何かつけ加えることはございますか。よろしいですか。

(事務局) 特にございません。

(部会長) それでは、今回で、21世紀における気象業務のあり方について答申(案)とそれに対応する概要、これをこの総合計画部会としてご承認いただいたということにしてよろしいでしょうか。

(専門委員) 先ほど例の「技術が確立したところから」というところで、後で戻って議論しましょうよということで部会長からご指摘があったと思うので、結局、そこのところというのは59ページのところだと思うんです。59ページの一番上、「1か月を超える長期の予報についても、気象庁は、予報精度の向上に向けて、必要な予報技術の開発を進め、それにより精度が向上したものから積極的に予報業務の許可を行い、民間気象事業の振興を図るべきである」、こういうことですね。まず1つは、1か月というものについて出した。これが一歩踏み込んだ世界ですね。ここのところが、例えばアメリカの例をとってみても、精度が向上したものからというときには、精度が向上したということはどのレベルをもって向上したというふうに言うんだと。今、気象庁が一生懸命いるんな限界はありながらもやっているわけですね。やっていて、それなりの結果を出している。それが60点というのであれば60点、65点であれば65点。でも、今一生懸命それをやっているんだ。そのやっているところを積極的に出してい

く。こういう点でこの議論というのは、気象庁がどうしても予測の基本的な担 保というのを、自分のところのみがそこを保障しなければいけないんじゃない かという余計な心配をしているのか、あるいは逆に、そこはもう気象庁のそれ こそ能力を超えるやつはだれもいないんだから、余計なおせっかいを言うなよ ということを言っているのか、ここの辺の「精度が向上したものから」という 文章、イフ文は、単なる通常の規制緩和の中におけるところの、別に気象庁は 出さないと言っているんじゃないんだ、でも、精度のないものを出せないんだ、 こういう感覚だけなのか。それとも、もうアメリカみたいに今自分たちにやっ ていることで、今の時点における精度はここまでだ。でも、ディスクレーマー というか、精度向上にはまだいろんな大きな問題があるけれども、それはそれ で皆さんが自己責任、理解した上で少しでも使ってもらう。そういうふうなこ とをやっている間に、民間も使っていたら気がついた。気象庁にこういうこと はできないだろうかとか、あるいはこうしたらいいんじゃないのかということ で技術的にもオープンにお互いがディスカッションしていくということまで考 えて進めていく、この観点というのがどうしても‐‐きちっとどういうスタン スなのか、21世紀に向かってこういう精度技術に対する気象庁の基本的な考え 方と、民間とか気象予報士とかそういうものを含めてどういうふうな考え方で いっているのかという、そこまできちっと理解した上でこの表現を理解したい んです。

私には、ワーキングトゥゲザーで一緒に行こうというスタンスで21世紀には どうしてもいきたい、こういうのがある。それに対して、読み方によっては、 ここは気象庁がとにかくやって、それのアウトプットの回路として皆さんがい るんだというふうに読めるようなニュアンスがどうしても残っているので、こ れが気になるんですよ。ここは先ほどの話に戻るんですけれども。

(部会長) 前から拝聴しておりますのでご趣旨はよくわかるので、それで、 最終段階ですので、具体的にどこをどういうふうに修文すればいいとか、その ご提案はございますか。

(専門委員) 私は、59ページのところで「予報精度の向上に向けて、必要な 予報技術の開発を進め、それにより精度が向上したものから積極的に」の「精 度が向上したものから」という言葉が抜けていれば。59ページの2行目のとこ ろなんですが、「必要な予報技術の開発を進め、積極的に予報業務許可を行い」 というふうに。「精度が向上したものから」という文章が入っているがゆえに。

(部会長) そこですか。

(専門委員) はい。

(事務局) 今の点につきましては、規制緩和のあり方ということで中間報告を取りまとめる際にご議論いただいた中で、今、石橋委員ご指摘の点も含めてご議論いただいた上で取りまとめたものがこの案だということで、これは基本的には中間報告に出されたものをそのまま引いたつもりでございます。

おっしゃっていることにつきましては、あくまでも気象予報は科学に立脚したものでなければならない。だからこそ許可制をとっているんだと思います。もし科学に立脚しないものまでも含めてということであれば、それこそ許可制までなくして自由に、勘のいい人が勘で言うということだって、ある意味で予報なんでしょうから、そこまでも認めるというふうなことにもなってしまいますので、それは今の世の中ではなかなか認められないのではなかろうか。したがって、そういう科学に立脚しないような予報が出回ってしまっては困るということで、許可制は引き続き維持していきましょうというご理解をいただいたということだと思っております。

それで、許可は気象庁が行いますから、もちろん気象庁がきちっと科学に立脚した予報であるかどうか、それだけの能力があるかどうかということを見るわけでございますが、先生がおっしゃるように何も気象庁が認めた技術だけで判断しようということではなくて、むしろ気象庁の技術よりも民間の事業者の方でこれだけ進んだ技術があるではないか、これでどうしてだめなんだというご提案をいただき、それを気象庁が検証して、なるほどそういう技術ができるのだということであれば、それはもう技術として確立したものというふうに気象庁としても認めることは可能であろうかと思います。むしろそういうふうなことが起こる方が本来なら望ましい姿なのかもしれません。ですから、決してそこのところは気象庁として閉鎖的にやるつもりはございませんが、あくまでも技術にきちっと立脚したものでないと困るのではないかというところから、こうおまとめいただいたのではなかろうかというふうに我々は受けているわけ

でございます。

それからもう1つ、これは形式的な議論になってまことに恐縮なのでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、最終的な答申に先立って中間報告を出していただいた1つの目的といたしまして、規制緩和できるところはどんどん進めるべきではないだろうかということで、最終答申まで待っていますと、できるものがおくれてしまうということで、規制緩和についてはできるだけ早くご議論をいただいてまとめていただきたいということで中間報告をおまとめいただいたわけでございます。それを受けまして、我々は最終答申を待たずに、先ほどご説明しましたとおり、具体的な措置としてもう手続を進めているところでございます。形式的に、その中間報告がこの審議会でおかしかったんだということになりますと、今進めている手続をストップしなければなりません。したがいまして、1か月の予報の許可もかなりおくれてしまうおそれもございます。したがって、我々は少なくともこれまでの当審議会のご議論を踏まえてそういうことで進みたいと思いますし、また現に準備を進めているところでございます。

(専門委員) まさにおっしゃるとおり、決して当て物ではないんだということなんですよね。アメリカもそういう考え方で3か月とかそういうものをリリースしているわけです。彼らも、NWCという名前で言ったときと、NCEPという名前に変わっていく中で、やっぱり国民に対してこれからどういう形でもっともっとデータ開放を進めていくべきかと。ナショナル・メテオロロジカル・センターと言ったときのコンセプトと、それからナショナル・センター・フォー・エンバイロンメンタル・プレディクションといったときのコンセプトの中には、もっともっと積極的に出していこうという、そこは相当うかがえるんです。

気象庁は、JMAという名のもとにずうっとやってきて、そして今回、1か月まで踏み込んでくれた。私はこれも非常に評価しています。ですから、私が申し上げているのは、今回、要はここをデリートできないかということなんです。「精度が向上したものから」という文章が入っていると、精度の向上というのは一体何%でいつまでにとかいう、いろんなそういうことが予期されちゃ

うわけですけれども、そうではなくて、もしもなかったとしますと、「1か月を超える長期の予報についても、気象庁は、予報精度の向上に向けて、必要な予報技術の開発を進め、積極的に予報業務の許可を行い」ということでいけば、意味するものというのは、ああ、今一生懸命やっているんだなと。「精度向上」とかいうような言葉がひっかかって、今リリースできないというニュアンスがここにはいつも残るんですけれども、極論すると、気象庁がある日、60%でも長期予測というものに対しては積極的に気象庁としてその限界も何もきちっと説明して前広に情報を開示していく、そういうことをやっていくというのは、精度がないときは民間あるいは使う人間の自己責任とか、あるいは責任がなかなか担保できないから、だから気象庁としてはどうしてもそれは臆病になってリリースできないんだというようなことではなくて、どこかで気象庁が決断しなければいけないし、また、それを受ける利用者側もそれなりの状況が整わなければいけないという、この議論はあるとは僕は思いますけれども、「精度が向上したものから」という表現が1個入っただけで、スタンスがちょっと違うんじゃないですかと。

(事務局) 58ページの表現から連続してお読みいただくと、(4)の最初の段落で「現在でも1か月予報を除き、必ずしも予報精度は利用者が期待する水準には達していない」ということで、これははっきり言うと気象庁自身が1か月を超える予報については自信ありませんと自己批判しているわけです。ただ1か月予報については利用者が期待する水準に達してきました、したがって、これについては民間の気象事業者さんにも予報していただいて十分利用者の期待にこたえられるようになりましたから、そういうこたえられる水準のものまで予報しちゃいかんよと言っているのはおかしいから開放しましょう、こういう趣旨なのでございます。ですから、そういう意味で、さらにこの1か月を超える予報についても、利用者の期待にこたえられるほどの精度に達したならばどんどんやっていきます、我々としてもそういう方向でどんどんやっていきますよというニュアンスでございますので、決して後ろ向きではなくて、利用者から期待されるものになっていけばどんどん開放していきます、こういう意味だというふうに理解しているんでございますけれども。

(専門委員) 2人の言っていることは余り差がないです、「精度の向上した

ものから」が入ろうと入るまいと。「精度の向上したもの」というのが入れば、気象庁が慎重にやろうというニュアンスが少し出てくるだけで、ほとんど差がない。私自身は、一市民としてこれを見ますと、「予報業務の許可を行い」と、気象庁がその許認可権を持つ団体であることはわかっている。そんなことはわかっているので、わかり切ったこと。しかし、市民の感覚からいえば、今そういう許認可なんていうものを振りかざさない、もうちょっと進んだ社会にしていきたい、これは気象業務だけではなく世の中全体がそうなって、どうも日本のお役所の許認可権が強過ぎる、かえって日本の国のいろんな発展を阻害しているとみんなが思っているわけなんです。

そういう中で、あえて「許可を行い」と書くと、市民感覚的にちょっとダサイというか、書かなくてもわかっているんだものね。だから、そうではなくて、僕がひっかかるのは、「許可を行い」なんていうことをあえて書くことがちょっとひっかかるので、その点から点までの間は、「開発を進め、その成果を積極的に移転することにより」・・民間にどんどん移転していくというのは前のパラグラフに書いてあるわけです。だから、それを受ければ、「その成果を積極的に移転することにより、民間気象事業の振興を図るべきである」とすれば、全体の文章としても非常にコンシステントで受け入れやすい文章になるのではないだろうか、そういうことを感じます。今の議論を余りやっても、ほとんど差がないと。

(専門委員) 実は私はよく外人というか、この業界の世界の仲間といろいろ話をするんです。こういう話のときに、日本は1か月オーケーなんだよと言うと、えっ、1か月、ほかはだめなの、こうくるんですよ。日本というのはどうして1か月はいいけれども3か月はだめなのかとか、それは何を基準しているのとかと言われますと、説明に非常に困りますね。予報精度が向上してからですよと言うと、でも、一生懸命やっているんじゃないの、今あるものをまず十分に使うというところからやって、それを切磋琢磨しながらやっていくということなんだからと、こうなるんです。だから、グローバルスタンダード的な考え方からすると、今回1か月を出したということは非常に明快でいい。それ以外のところについても、条件つきでというのではなくて、基本的に積極的に開放する準備をしているんだということにしておけば、条件つきでないところで

今いろいろと細かいところを詰めているんだという感覚で理解できるので、何かグローバルスタンダードではないというところを非常に感じているんです。この辺は気象庁は気象庁なりに自分たちのスタンダードというのがあって、その期待値というのが満たされないと出してはいけないのではないかという、それが技術者的良心なのか、それとも行政というのはそういうところをきちっと押さえてやらないと責任ある行政ではないんだというふうに考えているのか。であるならば、そこまで国民も利用者もやわではないというのが21世紀です。こういうことで条件つきの精度のどうのというのだけはデリートしちゃって、そして、どのタイミングでやるかについては具体的にお互い話し合って進めていくということの方がさわやかではないか。こういうふうに感じているんです。

私は、グローバルスタンダードの感覚、外国の仲間と話しているときに、気象庁が何となく時代錯誤的な省庁であるように彼らが直観的に、本能的に僕にリスポンスするというのを僕は感じ取っているので、どうしてもここは言っておかないと、何だ、私が専門委員でいたけれども、ただ眠っていただけだよと言われちゃうのはつらいですから、私の気持ちは結構グローバルな視点で申し上げているつもりでございます。

(部会長) これをさかのぼれば、もともと気象観測とか気象予報業務そのものの許可制度一般にさかのぼるわけです。だから、1か月予報だけの問題ではないんです。

ちょっと議論が混乱でもないが、2つの問題があるのではないかと思うんです。1つは、情報をできるだけ開示する、一般に出すという問題と、予報業務としての予報をどのあたりまで許可するかという、そういう問題とがあるんです。だから、気象情報自体は何も1か月とか1年とかいう限定は一切なくて、可能な限り、できるだけその情報は一般に迅速に公開するという基本的な方針があるわけですね。ただ、気象の観測とか、あるいは気象の予報とか、そういう業務として行うものについての許可制というのが一般的にあって、ただそれをできるだけ緩和していこう、そういう方向のこれは1つのステップであるという面と、その2つあるので。

(専門委員) 気象予報士という、そういう予報士制度をつくった。それは実は短期予報士だった、気象短期予報士だった、こういうことですよね。 1 か月

予報とかいうのをやって、だから、3か月とかそういうのはまだやれないとい うことであれば、気象予報士制度というのは実は短期予報士制度。もっと言う と、長期予報の世界をやるというときには、それなりにいろんな訓練とか何と かというのをやらないとという話だと思うんです。それもどうのこうのという ことでいろんな条件がまたついてくるということなんですが、私は、気象予報 士というようなもので予報士許可を出したときには、少なくとも物理方程式と いうか、流体力学と熱力学の世界がわかっていて、当て物屋的ではなくて、そ ういうふうに物事を進めていくことができる能力のある人間に対して資格を与 えた。こういうふうに解釈するのが普通なのであって、あなたたちには短期予 報の許可を与えました、短期予報士という、こういうふうに解釈しなきゃなら ないような感覚はやっぱり無理があると思うんです。データについても、基本 的にはとにかく開放するという方向をしっかりと出されているわけですから、 今回1か月についてやる、これは非常にわかりやすかったし、先も、いろんな 社会的な環境、受け側の準備、そういうのも勘案しながら進めていくというこ とについては運用の議論としてあるのだろうと私は思いますけれども、精度が 向上してからというようなところを条件文にしてもっていくというのはどうし てもつらい。

(事務局) 1点だけ、誤解があるといけませんのでご説明させていただきたいと思うのでございますけれども、先ほど中間報告を受けて必要な準備を進めていると申し上げました。その一環といたしまして気象予報士・・今先生は短期予報士とおっしゃいましたけれども、私どもはそういう考え方で整理をしておりません。気象予報士については、資格を短期予報士、中期予報士、長期予報士というような形で分けることではなくて、今先生がおっしゃったように基本的な能力を持っている人たちが気象予報士だということで理解しております。我々の方としては、支援センターなりを通じて、1か月予報をするための技術的な研修の体制なりはとっていきたいと思っていますけれども、それを条件にしたりとか、資格を分けるというふうなことは考えておりません。

したがって、気象予報士である以上は、1か月予報の許可をするということになれば、気象予報士を必要な数だけ置いておけば予報ができる、こういうふうな形で既に出しておりますし、そういう方向で進めていきたいと思っており

ます。ですから、決してそういうつもりではおりませんので。

(専門委員) だから、精度がないときでも、精度の不確定要素がどういう意 味なのかということがわかっているという人に対しては、まだまだいろんな問 題があるときからそういうのをさわらして、自分たちでいろんなプログラムを つくったりとかいろんなことをやって、気がついてみたらば、それこそウェザ ーデリバティブみたいなビジネスが将来伸びてきたときには、気象予報士のう ちの気候的な読みというのは、私はこういう前提でこういう読みをしていると か、そういういろんな意見が出てきても何にも怖くないんだというところまで、 21世紀というのは気象庁自身のスタンスを変えてしまった方がいいんだよと。 それを、精度という言葉をずうっと何か自分のところの責任としてとらえてい くと、気象庁が変な無理をしちゃう。もっと、私どもが今できていることは皆 さんにみんなシェアします。そのできているところの中のできないとか、ある いはいろんな不確定要素があるところは、皆さんが皆さんなりのいろんな知見 とか、独自の調査研究の結果とかを織りまぜていろんな意見を言ってもいい。 そのかわり、そのときはどこのだれべえの気象予報士何号の人が言ったからと か、そういう責任の所在をはっきりするとか、そういう形でやっていくという ことになれば、気象業務というのはもっともっと向上しいてくと私は思うし、 そういうことによって、気象庁頑張ってくれよといってみんながまたさらに応 援するために、もっと長期予報の展開をするために、もっと社会資本を使って 頑張ってもらいたいとか、そこに善循環というのが生まれてくるのではないの か。

それを気象庁がどうしても自分がここは責任を持たなければいけないのではないかとかと無理な感覚を持っているように - そうではないのかもしれないんだけれども、私にはそういうふうに思えるんです。ですから、そうではなくて、証券のアナリストとか、競馬の予測師とか予報師とかというところまでいくつもりはないですけれども、地球物理という世界をしっかりと持った人たちが、その中でも自分の自由ないろんな研究というか、考え方というようなものを表現しながら進めていくという時限があっても全然怖くないのではないかというスタンスはとれるんじゃないかと私は思うんですけれどもね。

ですから、ずばり言っちゃうと、これは消しておいてくれればいいというの

が私の気持ちなんです。

(委員) お話を伺っていまして、以前たしかそういうことの議論をしたこと があると思いますが、そこで1つ問題になるのは、この文章に沿って見ていき ますと、最初の58ページの「1週間を超える」の初めのところに、先ほどご指 摘がありました「1か月予報を除き、必ずしも予報精度は利用者が期待する水 準には達していない」ということがあります。これはたしか前も議論になって、 いろんな統計的な手法とか、別に数値法でなくたっていろんなことで皆やって いるし、どこでやってもいいんじゃないのかというような議論をしたと思うん です。それから、今のお話を伺っていますと、もしも本当に役に立たなかった ら役に立たないわけですから、多分何らかの意味である程度当たっているんだ と思うんです。したがって、ここの矛盾は何があるかというと、1つの問題は、 もしかしたら気象庁の方が技術が悪くて当たっていないという可能性が1つと いうのがあるんですが、多分、今のところ、その可能性は余り多くはないと思 います。むしろ、判断基準が、物は使いようということで、多分委員がおっし ゃるのは、今開放してもちゃんと有意義だ、社会にとって役に立つんだと言わ れているのは、情報を出しさえすれば、その使い道によっては、現在の気象庁 が出している予報、3か月先の平年より高いか低いか、降水量が多いか少ない かというのを何%と分けてやったときに、スキルがないというか、有意なプラ スの情報がないという、そういう判断ではだめかもしれないけれども、いろん な情報を全部出してもらえて、かつそれを活用していろんな必要な人に、社会 のそういう部分に供給するという仕事をそれぞれに工夫をしてやっていけば有 用なものができるんだ、だから、せっかく観測したものなんだから、そういう データを積極的に活用する部分を育ていくように、そういうふうにこの制度を していくべきではないかというご主張のように受け取れるんです。

したがって、これはある程度中身にまで入って、例えば、そういうお考えでしたら、具体例とかという形で、現にこういう使い方をしてこうやればこういうふうに有用な情報として生きているんだと。もっとも、そのためにはまず最初に十分な情報を出さなければいけないので、その辺が鶏と卵みたいになっちゃうかもしれないんですけれども、そういうお話のように私は受け取りました。気象庁の出すやり方は、非常に社会一般のいろんな人が使いやすいような形で

の平年より高いか低いかとか、そういう予報ですから、それで判断するというのはもちろん1つの立場だと思うし、それは大事だと思うんですけれども、もしもさっき言ったようなことがあれば、やはり気象庁に考えてもらうべきことではないかと思うんですが、今この最後の段階で総合計画部会としてどういう表現と勧告ができるのか、そこまではちょっとわかりませんが、僕はそういうふうに考えます。

(専門委員) 大気象庁がこの1つのフレーズでもめることは全く意味がないし、これをどう書こうと気象庁は何ら脅かされるものはない。だって、そうでしょう。それよりも我々は、1か月を超える長期予報をいかにして役に立つものにしていくかということが大問題であって、これは書こうが書くまいが何も変わっていない。だから、もう少しアクセプタブルな文章にしてくれといったら、それこそタイトルが21世紀ですから、あしたのことを言っているんじゃない、21世紀のことを言っているんだったら、こういう細かいところにこだわる必要は全くないんじゃないでしょうか。ちょっと先見の明があって、先を見て世の中が変わっていくという答弁の方がいい。

(事務局) 実は先生、私どもの理解といたしましては、最後の段落は、58ページでとどめちゃいますと、もう気象庁は1か月予報でおしまいなのかね、こういうふうに誤解されちゃいますねと。我々は、技術的に確たるものであればどんどんやっていきますよというために、1か月を超えるものについてもこれから精度が向上したものは積極的にやっていきますからと、むしろそういう前向きなニュアンスを出すための段落かなというふうに理解をしていたんです。ですから、これはむしろ気象庁が許可をやりたくないために後ろ向きの表現なんだというふうな理解はこれまでちょっとしていなかったものですから。

(専門委員) 今の議論を聞いていると、全くそのように受け取れるんですよ ね。

(事務局) ですから、前からの段落で、58ページからお読みいただけると、 気象庁の前向きな姿勢というのがご理解いただけるのではないかなと。それで もなおかつ足りないということであれば、先ほど部会長がおっしゃいましたよ うに、許可制度そのものに対する見直しが必要になってくるんじゃないかと思 うんです。許可制度そのものにつきましては、この答申の中でも56ページの2 以下で許可制度はかくかくこういう理由で全くこれを自由にすることは適当でない、こういうふうなことでおまとめいただいているわけです。ですから、先生が今おっしゃるように、もう全くそれぞれの個人の自己責任でやるべきだというふうなお話になると、許可制そのものが要らなくなってくるわけです。そのかわり情報源は明確にしなさいよということで、あとはどういう情報源のどういう情報であるかというのはそれぞれ国民の方で選べばいいでしょう、こういうふうな話になってくるんだと思います。

(専門委員) そうはならない。だって、長期予報というのは、私は今ビジネス的にはっきり申し上げますけれども、ウェザーデリバティブとか、そういうビジネスというのが現実にアメリカでもうあります。そういうビジネスというのは、気象に対する予測が十分にできないときに何らかの形でリスクヘッジしようと思います。そのリスクヘッジのときに、皆さんはいろいろと自分なりの思いを込めて、また自分なりのビジネスのリスクというようなものを考えて、どうしたらいいだろうかとやっているわけです。そのときに、より多くのいろんな人の意見というようなものを参考にして、最終的には自分のリスクにおいてビジネス的な決断を下したいという人はたくさんいるわけです。

ということは、予報士の中に、例えば将来的に長期予報士というのが仮にあったとしますよ。100人がいて、100人がいろんな形で例えば気温に強いのもいれば、雨に強いのもいれば、いろんなことがあるかもしれない。その人たちがいろんな形でデータを加工しながら、自分なりの研究、思索をしながらやっていくことによって、それが結果的には気象業務全体を活性化することになるし、それが気象庁にもフィードバックされる。お互い官民があわせわざで力を合わせて自分たちの精度を向上していこうという実質的なビジネスがあれば、そういうことをやるようになっていきますよ。

ですから、そういう意味で、僕はデータというようなものは条件つきではなくて、今気象庁がやっているもので、全然使い物にならないというんだったら別ですけれども、それなりの使えるような形にまとまっているのであれば、精度の議論を必要以上にしないで積極的に開放していくという姿勢でいけば、決して皆さんが不幸になるような話ではなくて、結果的にはみんながウイン、ウインで勝てるような状態になっていくんだと。それが21世紀の考え方だと。ア

メリカであろうと、どこであろうと、自己責任の考え方というのはそこまでも う進んできている。そこまでスタンスを変えていくというのは、間違いなく日 本だって起きている。だから、精度に関する条件つきの文章というのだけはや めておいた方がいいのではないかという主張なんですよ。

(事務局) 先ほどからご説明しておりますように、この文章は、読み方としては55ページからの規制緩和という考え方を、予報業務許可制度は今まで気象業務法に基づいて運用しておりまして、今後、委員のご意見のように、それをどういくのかということをご審議いただいて、こうまとめていただいたと。それで、基本的な考え方としては、予報業務許可制度は制度としては維持しつつも、時代の流れに合わせてその中身をどうしていくのか、こういう議論になっております。

では、基本的に制度をなぜ維持するのかという点を56ページの下に書いておりまして、そこのところに言ってみれば情報の非対称性というか、これはいろんな側面がありますから、例えばデリバティブのような議論についていえば、これは予報とは恐らく言えないと思いますね。予報ではなくて、1つそういう情報を何かにぶち込んでアウトプットを出すというようなものなんでしょうけれども、予報という側面から見ますと、ここのところのような非対称性というのがあるから許可制度を維持すべきだという論点がありまして、それで58ページのところからの議論として書いてあるので、こういう形になっていて、論理的にはそういう関係になっております。

それで、この辺についてはもちろんいろいろご議論いただいて、だから、ここだけの議論ではないというところをちょっとご指摘したいんです。一般論としては、もう予報業務許可制度は21世紀的ではないという意見ももちろんあるとは思いますけれども、その辺のところをどうお考えなのかというところが問題だと思います。予報業務許可制度を維持するという観点から見ますと、当然、許可される方も責任はございますけれども、許可する側についてもそれなりのきちっとしたものがあるということになりますのでこういう論理展開になっているということをご理解いただきたいと思っております。

(部会長) ありがとうございました。

もう随分議論が行われたと思うんですが、こういう非常に基本的なディスカ

ッションは以前にも大分なされましたし、最終段階でまた再びこれを蒸し返すと、全体の整合性といいますか、特に第3部の第2章「気象業務における規制緩和等の当面の具体策」として記述された一部分なんですが、一部分の字句を修正することによって全体の整合性を損なってはまずいと思いますので、まずマイナーな字句の修正は可能なのかどうかという観点から、石橋委員がもしこれまでのご意見を踏まえて修正するとすれば、必要最小限どのところをどういうふうに修正するというご提案なのか。

(専門委員) 私の提案は非常に単純明快でございまして、ここの「精度が向上したものから」という文章をデリートしていただくだけでいい。私は基本的なフレームワークに反対しているわけではないわけですから。

(部会長) わかりました。それでは、「必要な予報技術の開発を進め、積極的に……」、あとはいいんですか。

(専門委員) そうです。

(部会長) そうすると、あとがよければ「積極的に予報業務の許可を行い」 と。そうすると、何を基準に許可をするのかということが必要になりますね。

(石橋専門委員) いや、そんなことはないと思いますよ。気象庁は、基本的に積極的にとにかく許可を行おうという姿勢を貫こうとしていますと。 1 か月については、今の段階においてはもう予測精度という言葉だけで、気象庁サイドだけの議論でこれを扱ったというふうにとらえる必要はないわけで、気象業務というようなものをやっている人たちの全体集合の中に、もういろんな不確定要素のデータはどうやって扱えばいいかということについての理解とか力がついてきているんだ。そういうような状態のときには幾らでも積極的に開放できるというスタンスでいるということで、私はそこを読み取れるようにしておけばいいんじゃないかと。

(事務局) そういうことですと、論理的に言いますと、先ほどから何度も繰り返して恐縮なんですけれども、58ページで、1か月許可をなぜやるのかというと、国民が期待される精度になったから許可をするんだということになるわけですね。それはよろしゅうございますね。

(専門委員) それはいいです。全然問題ないです。

(事務局) それで今度は、精度が向上したものという条件をとるということ

になりますと、なぜ 1 か月を超えるものを今やらないのかということになるわけです。我々は 1 か月の許可をしようと思って準備しているわけです。そのときに省令改正が必要なんですが、役所の中では、法規がちゃんと整合性をとれたものになっているかどうかということを査定する部局があって、なぜ今 1 か月の許可をやるのと必ず聞かれるんです。そのときに、こうこうこういうことで精度が向上して国民の期待にこたえられるだけの実用性のあるものになったからです、こういうふうに答えるわけです。これがないと、なぜ 1 か月を超えるものについて今やらないのか、こういうふうに必ず聞かれるわけです、論理的に言いますと。

まるっきり許可制をやめてしまうなら別なんですが、許可制を前提にして順 次許可をしていくということになったときに、そのメルクマールとして、これ までの議論では、精度が実用に耐えるようになったものについて許可をしてい きます、どんどん気象庁はその精度を上げていって実用化に耐えるものにして いきます、そういうものをどんどん開放していくんですよ、こういう流れでお まとめいただいたというふうなことで理解しているものですから、今おっしゃ ったようなことになると、部会長がおっしゃったように、今回のこの答申の、 しかも、これが最終的な今回出す答申ならばよろしいんですが、中間報告でも 1度出しているものですから、その基本的な考え方を同じ審議会で覆すという ことになりますと、大変恐縮ですけれども、審議会自体の権威を疑われるよう なことにもなります。もちろん、議論が足りなかったというおしかりを受ける とすれば甘んじて受けますし、また、今後やはりこの考え方ではおかしい、委 員がおっしゃるようなアメリカのスタンダードでいくべきだという議論をもう 1度やるということであるならば、また別の機会なりをとらえてやる必要があ るのかもしれませんが、今までの議論を前提に今回おまとめいただけるという ことならば、ひとつこれまでの議論の経緯をご理解いただきましておまとめい ただけたらというのが私どものお願いでございます。

(専門委員) ということは、後半のところ関しては、1か月のところまでは もうやったというコンセンサスがお互いにできている。1か月を超えるところ については、気象庁は「必要な予報技術の開発を進め」ということは継続で展 開していると。そうですよね。ですから、ここは継続で技術を向上していると いうところがあって、その結果として精度が向上しているものからという、そういう条件をつけなければ開放できないというのか、それとも、そういうのは向上している、向上しているから、あるタイミングで積極的に予報許可を行っていくよということなので、この文章が抜けちゃうと、要は整合性がとれないというふうになりますか。 - - ああ、なるほど。

そうすると、1か月については期待は満たされたという理解、そういうこと ね。

(部会長) ここは「1週間を超える長期の気象予報」というセクションで、この答申(案)において1か月までは期待される精度に達したから、それも予報期間を延長して許可対象にしようということなんですね。さらに、最後のところで、精度が向上したものから順次積極的に予報業務の許可を行おうという、そういう流れで整合性がとれているわけですよ。いかがでしょうか。

(専門委員) 僕の主張は、前のところでやった主張というのは、この技術開発については一緒になってやっていく中で精度を向上しながらこうやって開放していこうよというのが私のスタンスだったと思うので、その意味においては、気象庁がどちらかというと単独で自分が精度の向上というようなものを独自に自分なりに - 独善的とは言いませんけれども、気象庁だけがそういうようなものを判定する機関であるというふうなスタンスに立つよりも、一緒になってやった方がいいじゃないかというのが私がずうっと主張してきたことです。

私は、今回のこの段階において「精度が向上したものから」というふうにまた言葉が入っているから、そうすると、ああ、また気象庁がやっぱり自分のコントロールのもとでということになっているんだなと。そこのところが実は本当に気になっているところなので、そういう意味においては、今のお話を聞くと、ちゃんと前文があって、どうしても1か月を開放しようとするとこの文章がなきゃいかんというようなことであれば、私は、1か月だけでも公表しているんだからわかったと。その次の段階で、一緒にやろうよというスタンスのところをきちっとまた確立して、そこで、精度向上のところについてお互いの納得がいくというところでまた次のステップをするということで理解しました。そうしないと、どうもこれは進まないということですよね。でも、絶対一緒にやろうという考え方だけは捨てないでくださいよ。私はそこを申し上げたいん

です。気象庁が独善的とは言わないけれども、余り自分の世界に閉じこもらない方が絶対にいいですよ。

(部会長) それで、それに関連して、季節予報の精度向上を図り、1年先までの気候予報の実現を目指すという次の課題があるわけです。そこのところでもはっきり書いてあるんですけれども、これは民間気象事業者の活力、それから国、地方公共団体等との連携、協力、そういうものを積極的にやっていこうという姿勢をここに出しているわけですね。その成果があらわれれば大いにどんどん予報業務を許可していくと。

(委員) 一たんおさまっちゃったみたいであれなんですけれども、さっきの 僕の質問に対して必ずしもまだはっきり答えが得られていないので、申しわけ ないんですけれども、委員がさっき主張されているのは、多分、今の判断基準 では気象庁の役に立たないと判断されているようだけれども、3か月予報でも、 あるいは季節予報でもいいんですが、それは何らかの現在の情報のもとで社会 のある必要に対しては有用な情報になり得ているということがあるんでしょう か。そのことをまず委員にお伺いしたいんですけれども。

(専門委員) 私は十分にあると思います。ですから、ないというふうに考えるというのが気象庁の技術者的良心的見解なんです。でも、今のものでも十分にいろんな考え方、いろんな利用の仕方はあるんだと考えている人がたくさんいるんだから、そういう意味で、余り精度という言葉に自分たちなりにすごい大きなあれをかかわらすことはないということです。

(委員) ということで、現在でも、気象庁の基準では必ずしも当たっていないということであっても、予報が社会のある特定目的には役に立っているという事実がある、これを前提として、その場合、この問題はどう考えられるんでしょうか。ちょっと一般的になり過ぎちゃいますけれども、一応お伺いしておきたいと思うんですけれども。

(部会長) いかがでしょうか。それから、ついでに僕の方からも1つ質問は、 そういう特定の業者に対して情報を提供するということは、許可の対象外のも のなんですか。

(事務局) まず、最後のご質問にお答えしますと、予報業務許可は目的と範囲を定めて許可するということで、目的の中で一般向けの予報と特定の利用向

けの予報というふう分けて申請していただいております。

そこで、ある特定の用途ではこれは有用ではないかと、委員から今そういうご指摘がありましたが、それは今の考え方からすれば、59ページの一番上の中で、もちろんそういう事実があるとすれば十分読めることなので、今後それは具体的にここの中で考えていけばいいことでありまして、例えば、先ほどの「精度が向上したものから」という読み方ですけれども、気象庁だけが精度向上にひとり相撲をやるという意味ではもちろんございませんので、精度が向上したことがわかれば当然こういうことができる話になりますので、今のお話は十分読み得る話ではないかと考えております。

(委員) 今、企画課長から非常に明確なお答えをいただいたと思います。ですから、多分、委員のあれに対しては、今まで公表されたデータをもとにこれだけの実績があったと・・予報したんだという証拠をどういうふうにするかはちょっとわかりませんけれども・・明らかにこういう目的に対して有効な予報ができたというものを提出して、そして予報士の許可をくださいということを言えば、そうすれば、それを認めますというふうに事務局は言われたと思いますので、そういうことができると、ここはそういう読み方ができるというお話だと僕は思いましたので、目的は達しているのではないかと。ただ、これは解釈問題ですから、そうやっていただきたいと思いますけれども。

(専門委員) ただ「精度の向上したものから」をとると、ちょっと意味が変わりますね。文章的にちょっと問題になりますね。それはやめておいた方がいいんじゃないか。

(専門委員) 皆さんのロジックはそうなんだけれども。よくわかりましたので。

(専門委員) これはもう本当に表現の問題なんですけれども、最後、事務局で読まれて、誤字脱字というよりは表現で何か変なのがあれば、それはもうお直しいただくということでお願いしたいと思うんです。

1点だけ、本当に表現的なもので恐縮ですが、37ページの中段で、よく読んでいると、「このような科学技術に立脚する気象業務の高度化に向けて、引き続き気象庁は最新の技術的な成果を的確に取り入れ、常に業務と研究の密接な連係により業務の高度化を進め、わが国の気象業務の中核として、国際的な側

面も含め確固たる基盤を堅持すると同時に、その高度化に努める必要がある」というんですが、特に最後の「その高度化に努める」というのは何を言っているのかよくわからないんですが、この辺は最後にもう1度事務局で読まれて、趣旨の範囲の中でお直しいただければそれでいいのかなと思います。そういうことをやっていただければと思います。特に今のところなんかは「高度化」が3回出てくるだけでなくて、意味がよくわからない。

(事務局) これで一文ですから、ちょっと長い。

(専門委員) 一文ですし、高度化に向けて業務の高度化を進め、その高度化に努める必要があるというような……。 つまらない話で恐縮でした。出す前に事務局でそういったところは直していただければ、それでもう結構でございます。

(部会長) 非常に長い文章になっていまして、その中に確かに何度も出てきますね。

ほかにご意見いただくことがございますか。よろしいですか。

予想以上の時間を費やしてご議論いただいたわけですが、答申(案)の審議をこれで終えたいというふうに私は思いますが、そのようにしてよろしいでしょうか。 - - どうもありがとうございました。

それでは最後に、非常にマイナーな字句の修正のようなものがもし出てきた場合には、これは私の責任で修文させていただきたいというふうに思います。それでは、21世紀における気象業務のあり方について答申(案)というものを審議し、これで了承されたというふうにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔 異議なし 〕

(部会長) どうもありがとうございました。

それでは、今後の審議のスケジュールがございます。これについて事務局の 方からお願いいたします。

(事務局) 資料は計10 - 5 でございます。 1 枚紙でございます。裏をめくっていただきたいんですが、第10回部会まで書いておりまして、今回の部会で部会としてご了承いただいたということでございます。ありがとうございます。

今後の審議スケジュールですが、7月21日に第65回総会を予定しておりまし

て、そこでこの部会から答申(案)をご報告いただきまして、ご審議いただく 予定となっております。

(部会長) ありがとうございました。

そういうことでございますので、7月21日の総会に私の方から、ここでご審議、ご了承いただいた答申(案)をご報告したいと思っております。

これまで10回にわたってこの総合計画部会を開いたわけですが、今回をもって総合計画部会を終了するということになろうかと思います。振り返ってみますと、昨年の9月の中ごろにこの総合計画部会というのが気象審議会の中に設けられまして、第1回目の会合を開きましてから今日まで10回、10カ月余りにわたって皆さん方の大変熱心なご審議をいただきまして、おかげさまでようやく答申(案)をまとめることができました。委員の皆様方に大変ご多忙な中にもかかわらず貴重な時間をお割きいただきまして、多少自画自賛になるかと思いますが、かなりよくまとまった答申(案)というものができ上がったのではないかというふうに思っております。余り形式的に流れないで、できるだけ実質的な審議ができるようにということで努力いたしました。まだ不十分なところもございますけれども、今後追々それを改善していっていただければ幸いだというふうに思っております。

委員の皆様方には大変ご苦労いただいたことに、感謝申し上げたいと思います。

それから、こういう審議を非常に効率的に充実した内容でできるように、事務局の方では適切な調査資料、審議資料を大変迅速にご提出いただきました。そしてまた、この部会の活動、部会と部会の間の活動・・インターセッショナルアクティビティーと言っておりますけれども・・大変活発になされました。それらについても非常に積極的に事務局からご支援いただきました。そういうことで、当初に総会で6月末か7月ごろに答申(案)をまとめるようにという指示を受けたわけですが、大体その指示に添えるような形で最終段階を迎えることができたのではないかと思います。ひとえに委員の皆さん方、それから事務局のご協力があって初めて可能になったんだというふうに思っております。この席をかりまして心からお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

最後に何か事務局の方から。

(事務局) 予定時間を大分超過いたしましたけれども、この部会終了後、庁内の施設見学と懇談会を計画しております。お時間が許されるようでしたらご参加いただきたくお願い申し上げます。それでは、この後ご案内したいと思います。見学されない方は、しばらくの間、この階にございます応接室の方でお待ちいただきたいと思います。

1年間近くにわたりまして長期間ご議論、どうもありがとうございました。これをもちまして第10回総合計画部会を終了いたします。

- - 了 - -